

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年8月15日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーヂュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・リソナグローバル・ブランド・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

アムンディ・リソナグローバル・ブランド・ファンド

ただし、愛称として「ティアラ」または「テアラ」という名称を用いることがあります（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます）。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの基準価額については、後記「(12)その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。

### (5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.15%（税抜3.0%）です。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。販売会社については、後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

### (6)【申込単位】

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。販売会社については、後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

### (7)【申込期間】

平成25年8月16日から平成26年8月15日まで<sup>1</sup>

ただし、ファンドの休業日<sup>2</sup>にあたる場合は、お申込みできません。

<sup>1</sup> 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<sup>2</sup> 東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日のいずれかに該当する場合を指します。

### (8)【申込取扱場所】

株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番27号
---	--

前記の取扱金融機関を、以下「販売会社」ともいいます。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

(9) 【払込期日】

お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。  
株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込の方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするCAグローバル・ブランド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券に主として投資し、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

##### <ファンドの特色>

1. マザーファンドへの投資を通じて、主として世界のブランド企業の株式に投資します。

#### ブランド企業とは

世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で右のいずれかもしくはすべての要素を備えている企業をいいます。

- ①高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業
- ②高い認知度・知名度を有する企業
- ③伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業

##### <一般的なブランド企業の強み>

[イメージ図]



※市場環境等（景気、競合他社製品の価格、消費者の需要等）に影響を受けることなく、企業が製品やサービス等に価格を設定することです。

※左記イメージ図は、一般的なブランド企業のイメージを表すものであり、すべてのブランド企業が左図のすべての要素を備えているとは限りません。また、特定のブランド企業の将来の株価の上昇や収益の増加を保証するものではありません。

2. マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。

3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 追加的記載事項



## ブランド企業の魅力

## 魅力① 高い収益性

ブランド企業は、質の高い商品やサービスを提供しており、世界的な知名度・ブランド力が確立しています。競合会社が少ないため価格競争に巻き込まれにくく、価格決定力があることから高収益が期待できます。

## 魅力② 安定した顧客基盤

ブランド企業は、固定客（リピーター）を持ち、景気の好況・不況の影響を受けにくく、相対的に安定した収益力が期待できます。

## 魅力③ 所得の増加による市場の拡大

アジアを中心に富裕層・中間所得層が増えています。質の高い商品やサービスを求める消費者が増えており、ブランド市場の拡大が期待されます。

※上記は、一般的なブランド企業の魅力です。ブランド企業の中には、知名度・ブランド力が確立していないことから価格決定力がなく、収益性が低いブランド企業や、景気動向の影響を受けやすい企業もあることにご留意ください。また、アジア市場は、景気動向（景気減速等）の影響を受けて富裕層・中間所得層が増えない場合があります。

## 高収益と安定した顧客基盤

一般的に、ブランド市場は新規参入が難しく、競合会社が多くありません。ブランド企業は、値下げ競争に巻き込まれにくく価格決定力があり、高収益が期待できます。また、顧客基盤が安定しており、相対的に景気の影響を受けにくい収益構造となっています。

【イメージ図】



※上記は、一般的なブランド企業のイメージです。ブランド企業の中には、多くの競合会社がある業界でも、企業イメージや商品の質、販売力等から収益性が高い企業もあります。また、ブランド企業ではなくても、競合会社が少なく収益性の高い企業もあります。

## 各地域のブランド企業例



## ブランド企業の紹介

## LVMHモエ ヘネシー・ルイ ヴイトン

1987年に、ルイ・ヴィトンとモエ・ヘネシーが合併して誕生しました。フェンディやディオールなど60以上の高級ブランドを持ち、免税店のDFSも傘下に持つ複合企業です。



## エルメス (HERMES)

1837年に馬具工房としてパリで開業しました。当時の皇帝や貴族の御用達として有名です。伝統や技術を守りつつ、著名なデザイナーを起用する等進化を続けています。高級ブランドの代名詞といえます。



## コーチ (COACH)

1941年にニューヨークで設立された革製品のブランド企業で、バッグだけでなく、スカーフやキーホルダーなど幅広い商品を持ちます。デザイン性と機能性の高さが人気です。



## ナイキ (NIKE)

1968年にアメリカで設立されたスポーツ関連商品を扱う世界的企業です。バスケット、ゴルフ、テニス、ランニング等幅広い商品を持ちます。



## ネスレ (Nestle)

1866年にスイスで創業した世界最大の食品会社です。コーヒーやミネラルウォーターだけでなく、キットカットなどの菓子類、乳製品の事業も手がけています。



## 香港上海ホテルズ

ペニンシュラホテルを運営する香港のホテルグループです。質の高いサービスに定評があり、世界中に多くのファンを持ちます。ペニンシュラ香港は香港のランドマークとして有名です。



出所：ブルームバーグ等のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※上記はご参考として紹介したものであり、「アムンディ・リソナグローバル・ブランド・ファンド」への実質的な組入れを保証もしくは示唆するものではありません。記載されている個別の企業については、その企業の株式等の売買を推奨・勧誘するものではありません。

## アムンディ・グループについて

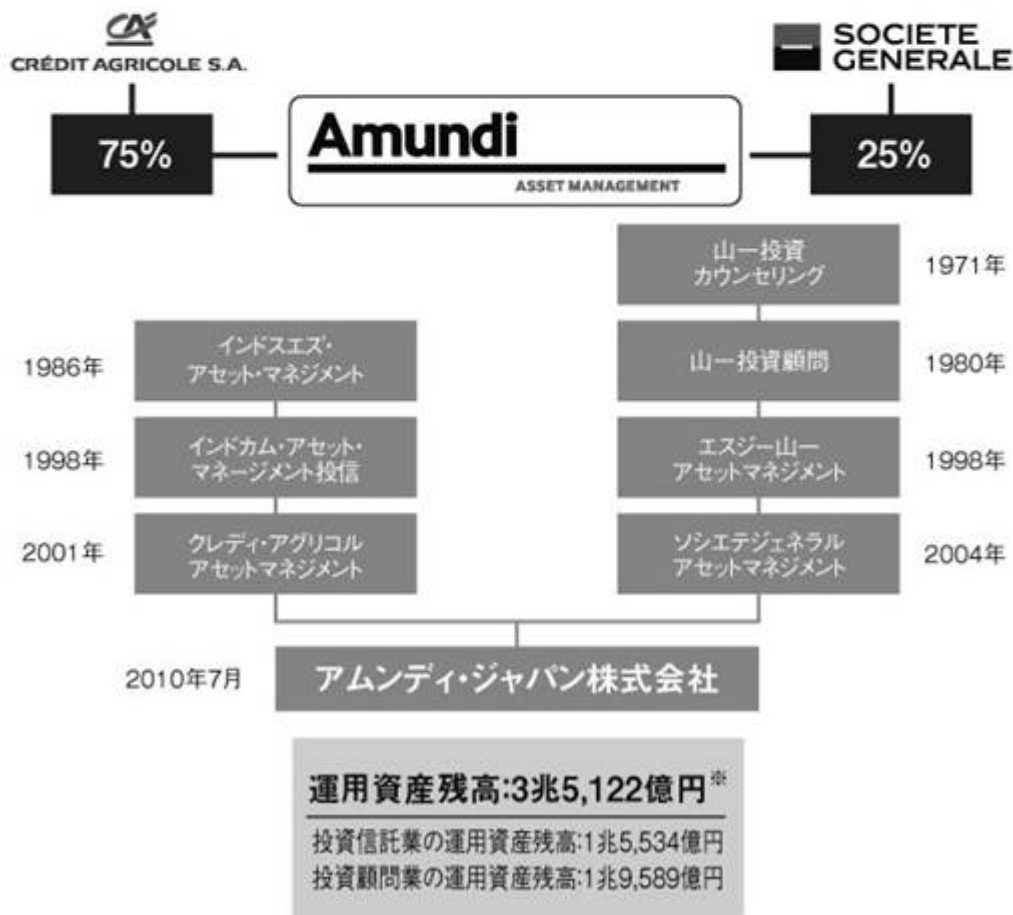
- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付でAmundi(アムンディ)を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で7,274億ユーロ(約83兆円、1ユーロ=114.71円で換算。2012年12月末現在)を超え、欧州第2位<sup>\*</sup>、世界ではトップ・テン<sup>\*</sup>に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。
- 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

アムンディ(Amundi)・・・

アセットマネジメントの頭文字であるAとM、「世界」を意味するラテン語 Mundiを合わせた名前です。新会社が開かれた企業になるようにとの思いが込められています。

※インベストメント・ベンション・ヨーロッパによるトップ400社調査(2012年6月版(数値は2011年12月末現在))

## アムンディ・ジャパン株式会社について



※2013年5月末現在。

各契約資産合計には、重複資産(投資顧問契約と投資信託契約、ファンド・オブ・ファンズ等)が一部含まれています。

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドは、ファミリーファンド方式<sup>1</sup>で運用を行います。  
【イメージ図】



- ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。
- マザーファンドにかかる運用指図の権限は、アムンディに委託します。

#### 〔ファンドの商品分類〕

ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属しています。

##### 商品分類表

##### 属性区分表

単位型 / 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型投信	国内	株式	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ( )
	海外	債券	債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州		
追加型投信	内外	不動産投信	その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
		その他資産 ( ) 資産複合	不動産投信 その他 ( ) その他資産 (投資信託証券 (株式一般)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング		

(注) ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
商品分類の定義

#### ・単位型 / 追加型

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。



- ・投資対象地域  
「海外」……目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・投資対象資産（収益の源泉）  
「株式」……目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分の定義

- ・投資対象資産  
「その他資産（投資信託証券（株式一般））」…目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式一般を投資対象とするものをいいます。
- ・決算頻度  
「年2回」…目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・投資対象地域  
「グローバル（日本を除く）」…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を除きます）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・投資形態  
「ファミリーファンド」…目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジ  
「為替ヘッジなし」…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

\*上記は、一般社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

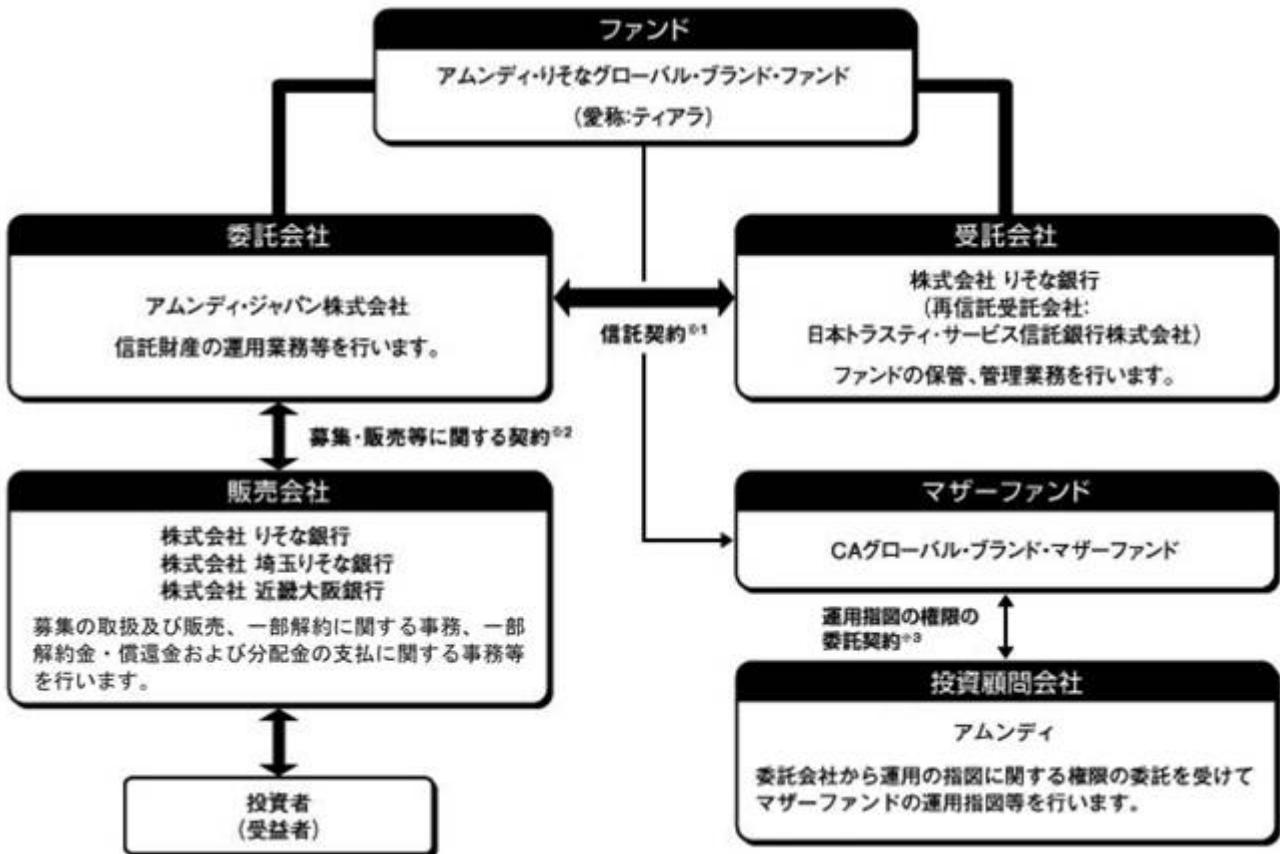
## (2) 【ファンドの沿革】

平成18年7月28日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成19年 1月 4日 投資信託の振替制度へ移行

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



## 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約(投資信託約款)」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

## 2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

## 3 運用指図の権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において締結しており、委託会社が投資顧問会社へマザーファンドの運用の指図権限を委託するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

## 委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

## 《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で7,274億ユーロ(約83兆円、1ユーロ=114.71円で換算。2012年12月末現在)を超え、欧州第2位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査(2012年6月版(数値は2011年12月末現在))

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ファンドは、マザーファンド受益証券に主として投資し、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、株式等に直接投資することがあります。

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界のブランド企業の株式に投資します。ブランド企業とは、世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で、以下のいずれかもしくは全ての要素を備えている企業をいいます。

- ・高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業
- ・高い認知度・知名度を有する企業
- ・伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業

マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

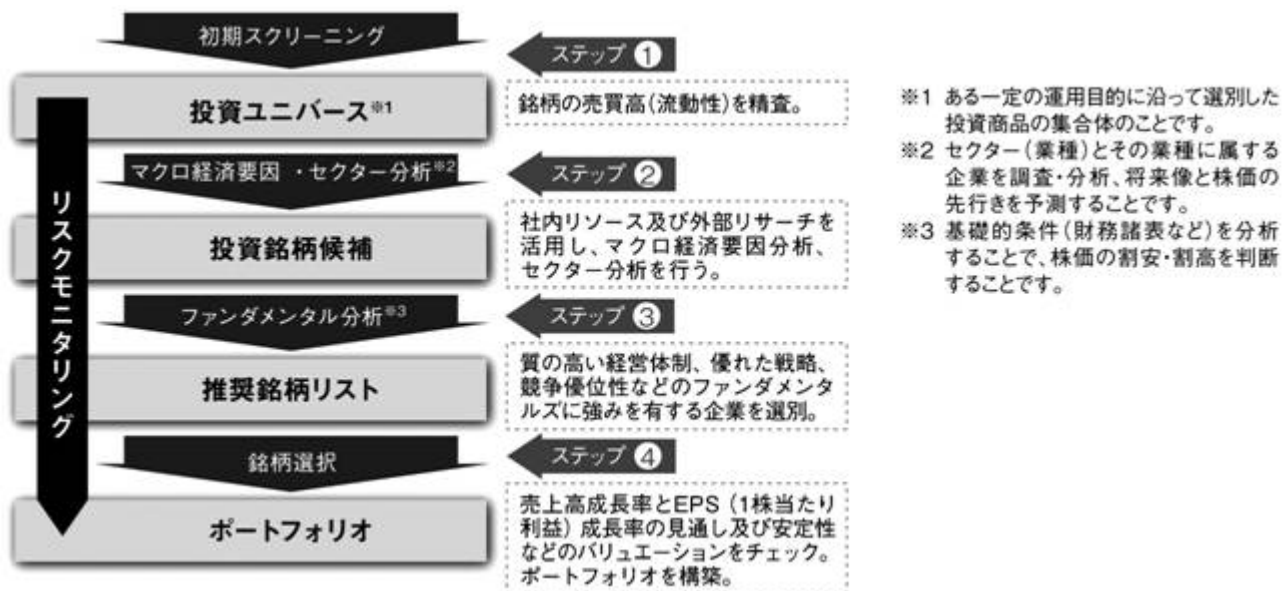
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引、ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### 《ファンドの運用プロセス》

ファンドの主要投資対象のマザーファンドにおける運用プロセスは、以下の通りです。なお、マザーファンドに係る運用指図の権限は、アムンディに委託します。



#### ステップ1：初期スクリーニング

- ・MSCI コクサイ インデックスの構成銘柄を中心に、ファンドに関連する業種の銘柄（特に消費関連銘柄）を選別。
- ・上記銘柄の売買高（流動性）を精査し、投資ユニバースを決定。

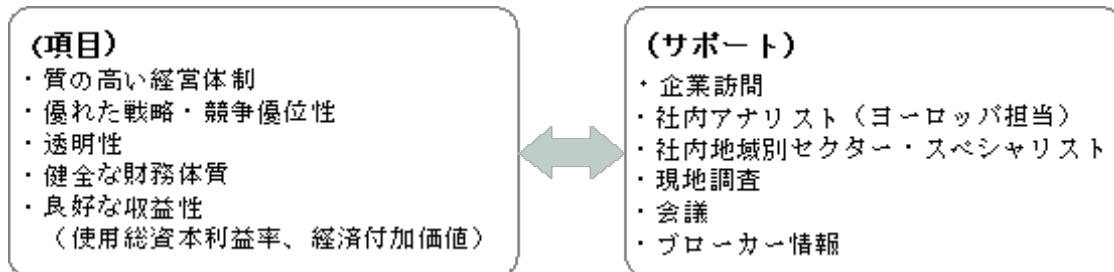
#### ステップ2：マクロ経済要因・セクター分析

社内リソースおよび外部リサーチを活用し、マクロ経済要因を分析後、以下の主要要因に基づきセクター分析を行い、投資銘柄候補を決定。

- ・消費者支出・信頼感　・人口構造の変化　・新しいコンセプト・傾向
- ・インフレ圧力　・イールドカーブ　・小売売上高
- ・ライフスタイルの変化による消費動向の変化（レジャー、クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）、健康）

### ステップ3：ファンダメンタル分析

以下の項目に強みを有する企業を選別し、推奨銘柄リストを決定。



### ステップ4：銘柄選択

バリュエーションおよびポートフォリオ構築。

#### 1. バリュエーション

以下の基準によるセクター内の相対的な個別銘柄のバリュエーション。

- ・売上高成長率とEPS（一株当たり利益）成長率の見通しおよび安定性
- ・EV/EBITDA
- ・P/FCF
- ・PER
- ・PEG

#### 2. ポートフォリオ構築

- ・サブ・セクター、時価総額、各国における銘柄選別
- ・分散および変動（ボラティリティ）のコントロール

\* 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

## 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りま

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

## 有価証券の指図範囲

委託会社は、主としてCAグローバル・ブランド・マザーファンドの受益証券のほか、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

6．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）

8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）

9．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）

10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます）

11．コマーシャル・ペーパー

12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの

14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）

15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ）で16.で定めるもの以外のもの

16．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）

18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま

19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）

20．外国法人が発行する譲渡性預金証書

21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま

22．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）

23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24．外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書および13.ならびに19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券および13.ならびに19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

#### 金融商品による運用の特例

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ファンドの主要投資対象となるマザーファンドの概要は、下記の通りです。

#### マザーファンド概要

### CAグローバル・ブランド・マザーファンド

設定日：2006年7月28日(金)

投資顧問会社：アムンディ

#### 1. 運用の基本方針

この投資信託は、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、主として世界のブランド企業の株式に投資します。ブランド企業とは、世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で、以下のいずれかもしくは全ての要素を備えている企業をいいます。

- ・高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業
- ・高い認知度・知名度を有する企業
- ・伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業

個別銘柄選択を重視した運用を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引、ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

当ファンドの運用指図の権限は、アムンディに委託します。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

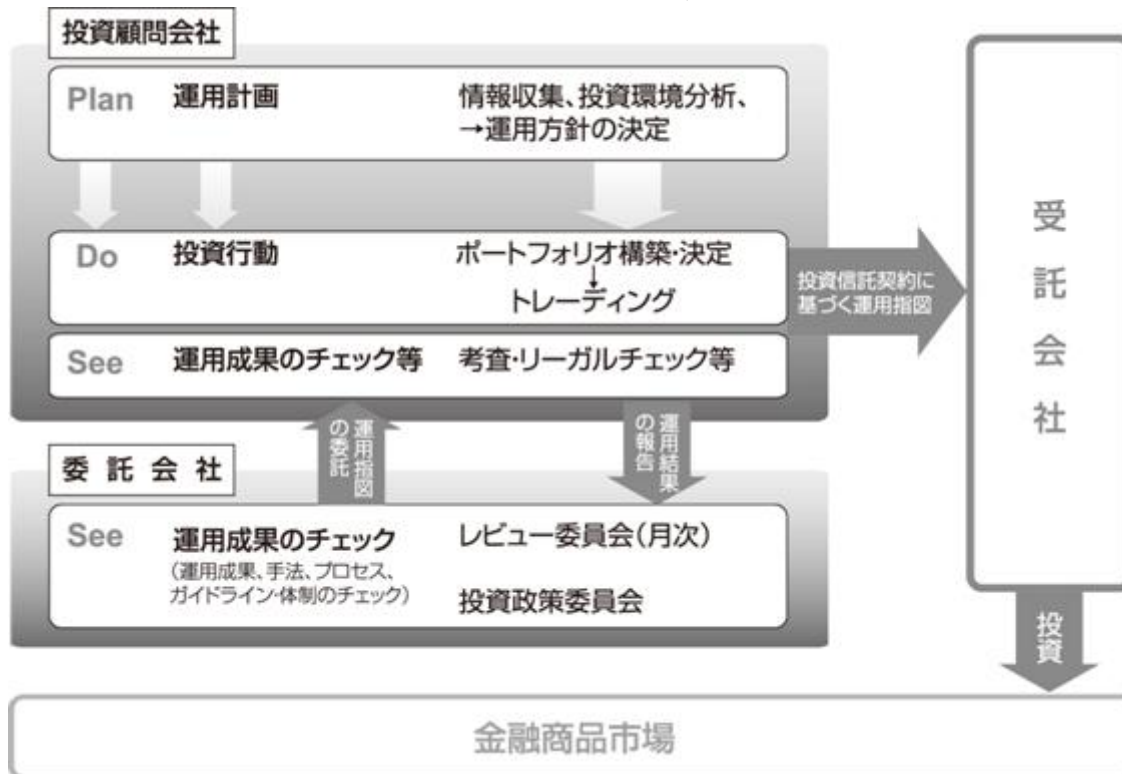
外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。



## (3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



\* 委託会社の運用成果のチェック・・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

投資顧問会社・・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

ファンドは、毎決算時（原則として、毎年5月15日および11月15日、休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます）を含みます）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

##### 2) 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

##### 3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配

##### 1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

( ) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、みなし配当等収益との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

( ) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 前記1)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

##### 収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。

2) 前記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3) 前記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

4) 受益者が、収益分配金について前記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

ファンドの信託約款で定める主な投資制限

ファンドの信託約款で定める投資制限は、下記の通りです。

投資制限の詳細につきましては、信託約款をご参照ください。

- 1) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 7) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 8) 外国為替予約取引は信託約款の規定の範囲で行います。

法令により禁止または制限される取引等

1) 同一法人の発行する株式の投資制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

#### 価格変動リスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主に海外の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。したがって、実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

#### 為替変動リスク

ファンドは円建て基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建てであり、原則として為替ヘッジを行いませんので、ファンドの基準価額は、当該株式の投資対象国の通貨と日本円の間で為替変動の影響を受けます。したがって、ファンドの基準価額は、円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落しファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

#### 信用リスク

ファンドが実質的に投資する株式について、発行体（企業）の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

#### 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、有価証券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

#### (2) その他の留意点

##### ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

##### ブランド企業の株式への投資に関する留意点

- ・ファンドはブランド企業の株式を中心に投資しますので、消費関連セクターの比重が高くなる可能性があり、十分なセクター分散効果を図ることができない可能性があります。
- ・ファンドが投資するブランド企業には、日本人にとって知名度が高い企業ばかりではなく、日本では無名のブランド企業も含まれる可能性があります。
- ・ファンドはブランド企業中心に投資しますが、市場環境等の変化によっては、ブランド企業ではない企業の株式に投資する可能性があります。

##### 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算

期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド（ベビーファンド）が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

#### 追加設定・一部解約によるファンドの資金流入に関する留意点

ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）および一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則的に迅速に株式組入を行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当するため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その場合には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

#### 規制の変更に関する留意点

- ・ ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・ 将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

#### その他の留意点

- ・ 前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。また基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・ 投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たにファンドを購入できなくなります。

### (3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・ 投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

### (4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・ 投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・ 投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・ 投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### (5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・ 運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にはリスク委員会に報告します。

- ・ 運用リスクの管理

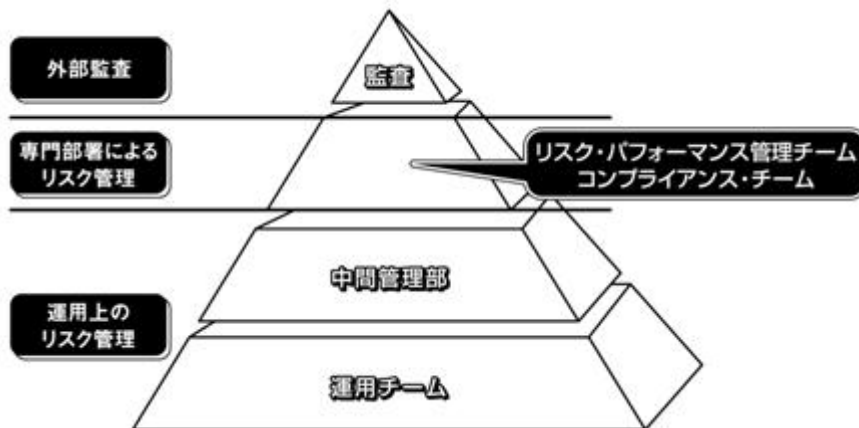
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にはリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

（ご参考）

マザーファンドの投資顧問会社であるアムンディのリスク管理体制は下記の通りです。

アムンディのリスクモニターおよびリスク管理は次の3段階で行っています。



- ・ 運用上のリスク管理

ファンドの運用を担当するグローバル・テーマ・チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

- ・ 専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

- ・ 外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディの母体）およびアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

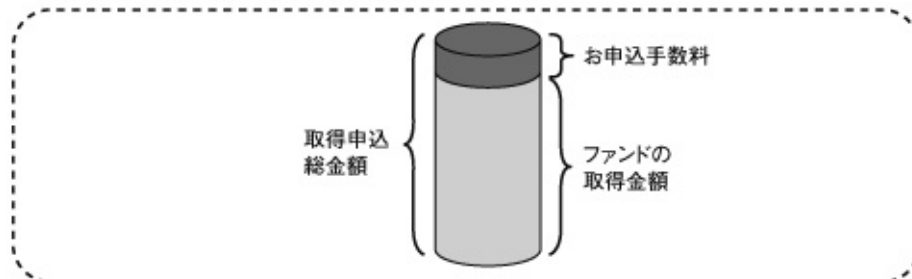
## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.15%（税抜3.0%）です。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料の詳細はお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

## &lt;取得申込時にお支払いいただく金額&gt;



## (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

## (3)【信託報酬等】

時期	信託報酬	
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率1.869%（税抜1.78%）を乗じて得た金額
	信託報酬の配分	純資産総額が100億円以下の部分に対して 委託会社：0.945%（税抜0.90%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜0.90%以内） 販売会社：0.840%（税抜0.80%） 受託会社：0.084%（税抜0.08%）
		純資産総額が100億円超、200億円以下の部分に対して 委託会社：0.840%（税抜0.80%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜0.80%以内） 販売会社：0.945%（税抜0.90%） 受託会社：0.084%（税抜0.08%）
純資産総額が200億円超の部分に対して 委託会社：0.735%（税抜0.70%） （委託会社の報酬の内マザーファンドにかかる投資顧問会社分： 税抜0.70%以内） 販売会社：1.050%（税抜1.00%） 受託会社：0.084%（税抜0.08%）		

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

上記信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

## (4) 【その他の手数料等】

資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われ

ます。

信託事務等の諸費用および監査報酬

1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。

2) 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

ファンドの実質組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

\* その他の手数料等の合計額については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

\* ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。



## (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成25年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

## 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税<sup>1</sup>または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税<sup>1</sup>が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% <sup>2</sup> 、地方税3%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% <sup>2</sup> 、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます）の損益通算をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

2 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

\*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

## 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません）。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

## 個別元本について

- 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受

益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

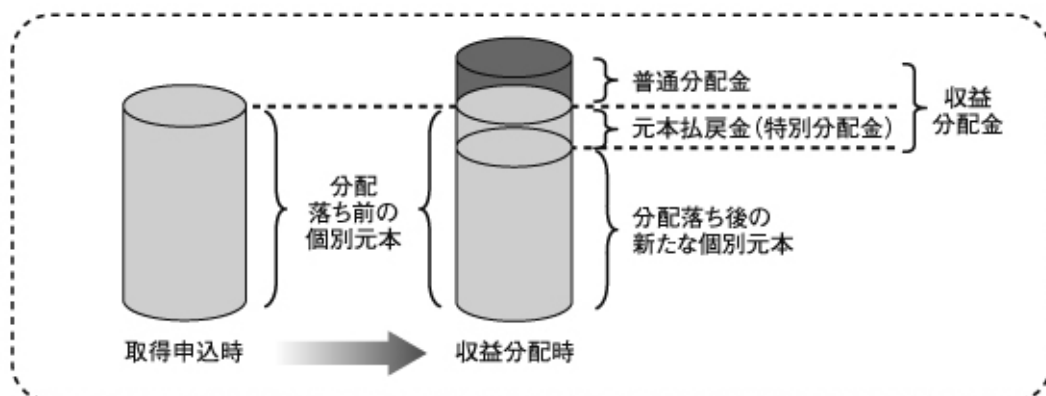
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

## 5【運用状況】

以下は平成25年5月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

## (1)【投資状況】

## 信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,904,297,923	98.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		39,752,088	1.00
合計（純資産総額）		3,944,050,011	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

## &lt;参考情報&gt;

## 「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	1,534,483,267	38.99
	ドイツ	261,522,535	6.64
	イタリア	21,388,076	0.54
	フランス	601,815,367	15.29
	イギリス	580,948,824	14.76
	スイス	389,353,269	9.89
	オランダ	252,437,368	6.41
	ベルギー	114,567,672	2.91
	スウェーデン	55,759,704	1.41
	ルクセンブルク	31,456,671	0.79
	ジャージー	75,381,558	1.91
	小計		3,919,114,311
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		16,186,690	0.41
合計（純資産総額）		3,935,301,001	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該国/地域の時価合計比率をいい、株式の小計の投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該国/地域の時価合計の総額比率をいいます。

## その他の資産の投資状況

資産の種類	国/地域	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	日本	123,128	0.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	CAグローバル・ブランド・マザーファンド	2,222,265,310	1.7917	3,981,632,756	1.7569	3,904,297,923	98.99

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

## 種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	98.99
	合計	98.99

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## &lt;参考情報&gt;

## 「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」

## 投資有価証券の主要銘柄(評価額上位30銘柄)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	スイス	株式	NESTLE 'R'	食品・飲料・タバコ	34,500	7,122.60	245,729,717	6,862.72	236,764,150	6.01
2	オランダ	株式	UNILEVER NV-CVA	食品・飲料・タバコ	42,000	4,255.05	178,712,108	4,222.72	177,354,240	4.50
3	イギリス	株式	UNILEVER PLC	食品・飲料・タバコ	37,000	4,347.57	160,860,208	4,347.57	160,860,208	4.08
4	フランス	株式	DANONE	食品・飲料・タバコ	20,100	7,779.04	156,358,744	7,600.89	152,778,009	3.88
5	フランス	株式	CARREFOUR	食品・生活必需品小売り	39,000	3,078.62	120,066,445	3,056.85	119,217,282	3.02
6	ドイツ	株式	DAIMLER AG (REGISTERED)	自動車・自動車部品	18,200	6,066.20	110,404,861	6,421.83	116,877,367	2.96
7	ベルギー	株式	ANHEUSER-BUSCH INBEV	食品・飲料・タバコ	12,000	10,005.20	120,062,486	9,547.30	114,567,672	2.91
8	アメリカ	株式	PEPSICO	食品・飲料・タバコ	13,300	8,448.53	112,365,449	8,217.83	109,297,266	2.77
9	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO	食品・飲料・タバコ	19,300	5,771.85	111,396,857	5,639.36	108,839,769	2.76
10	アメリカ	株式	KIMBERLY-CLARK	家庭用品・パーソナル用品	9,000	10,629.97	95,669,737	10,149.36	91,344,292	2.32
11	イギリス	株式	TESCO	食品・生活必需品小売り	151,000	580.49	87,655,210	565.78	85,433,587	2.17
12	アメリカ	株式	WALT DISNEY	メディア	13,000	6,826.61	88,745,989	6,541.28	85,036,731	2.16
13	イギリス	株式	MARKS & SPENCER GROUP	小売	109,400	689.82	75,466,506	732.86	80,175,258	2.03
14	アメリカ	株式	TIME WARNER INC	メディア	13,090	6,199.29	81,148,818	6,028.30	78,910,504	2.00
15	アメリカ	株式	CHURCH & DWIGHT CO INC	家庭用品・パーソナル用品	12,500	6,496.76	81,209,597	6,249.88	78,123,607	1.98
16	アメリカ	株式	NEWELL RUBBERMAID	耐久消費財・アパレル	28,000	2,822.92	79,041,816	2,745.01	76,860,375	1.95
17	アメリカ	株式	FORD MOTOR	自動車・自動車部品	47,000	1,443.83	67,860,414	1,608.76	75,611,814	1.92
18	アメリカ	株式	TJX COS.	小売	14,900	5,195.16	77,408,010	5,064.05	75,454,479	1.91
19	ジャージー	株式	WPP PLC	メディア	42,000	1,767.06	74,216,864	1,794.79	75,381,558	1.91
20	オランダ	株式	HEINEKEN	食品・飲料・タバコ	10,400	7,516.44	78,170,992	7,219.53	75,083,128	1.90
21	アメリカ	株式	COMCAST 'A'	メディア	15,900	4,384.12	69,707,657	4,143.32	65,878,803	1.67
22	ドイツ	株式	ADIDAS AG	耐久消費財・アパレル	5,800	11,114.69	64,465,241	11,178.33	64,834,323	1.64
23	イギリス	株式	IMPERIAL TOBACCO GP.	食品・飲料・タバコ	17,500	3,524.89	61,685,624	3,689.73	64,570,397	1.64
24	イギリス	株式	SABMILLER	食品・飲料・タバコ	12,400	5,615.48	69,632,038	5,202.60	64,512,316	1.63
25	アメリカ	株式	REYNOLDS AMERICAN INC	食品・飲料・タバコ	12,900	4,918.35	63,446,841	4,913.30	63,381,580	1.61
26	フランス	株式	KERING	小売	2,800	22,875.26	64,050,744	22,452.99	62,868,383	1.59
27	スイス	株式	THE SWATCH GROUP 'B'	耐久消費財・アパレル	1,050	59,770.44	62,758,967	59,187.06	62,146,413	1.57
28	アメリカ	株式	DISCOVERY COMMUNICATIONS INC-C	メディア	8,600	7,139.05	61,395,861	7,114.97	61,188,807	1.55
29	イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・パーソナル用品	8,200	7,394.88	60,638,016	7,399.50	60,675,914	1.54
30	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	食品・飲料・タバコ	6,427	9,608.05	61,750,955	9,351.05	60,099,234	1.52

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

## 種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	自動車・自動車部品	5.43
		耐久消費財・アパレル	9.26
		消費者サービス	2.97
		メディア	10.27
		小売	13.61
		食品・生活必需品小売り	6.72
		食品・飲料・タバコ	42.10
		家庭用品・パーソナル用品	8.51
		ソフトウェア・サービス	0.67
合計			99.58

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	スイスフラン売/円買	売建	1,160.82	122,025	123,128	0.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成25年5月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成18年11月15日）	2,896,317,519	3,221,404,361	1.0201	1.1346
第2期計算期間末（平成19年 5月15日）	7,649,090,460	8,665,435,457	1.0506	1.1902
第3期計算期間末（平成19年11月15日）	15,142,894,478	15,142,894,478	0.9955	0.9955
第4期計算期間末（平成20年 5月15日）	12,349,294,298	12,349,294,298	0.8895	0.8895
第5期計算期間末（平成20年11月17日）	6,114,292,527	6,114,292,527	0.4737	0.4737
第6期計算期間末（平成21年 5月15日）	6,472,786,943	6,472,786,943	0.5226	0.5226
第7期計算期間末（平成21年11月16日）	7,467,493,519	7,467,493,519	0.6522	0.6522
第8期計算期間末（平成22年 5月17日）	6,516,243,265	6,516,243,265	0.6686	0.6686
第9期計算期間末（平成22年11月15日）	5,979,174,872	5,979,174,872	0.7155	0.7155
第10期計算期間末（平成23年 5月16日）	5,572,466,763	5,572,466,763	0.7745	0.7745
第11期計算期間末（平成23年11月15日）	4,371,852,813	4,371,852,813	0.6980	0.6980
第12期計算期間末（平成24年 5月15日）	4,180,666,304	4,180,666,304	0.7743	0.7743
第13期計算期間末（平成24年11月15日）	3,878,264,848	3,878,264,848	0.8084	0.8084
第14期計算期間末（平成25年 5月15日）	3,879,052,123	4,622,662,122	1.0433	1.2433
平成24年 5月末日	3,933,937,925	-	0.7357	-
6月末日	3,932,531,245	-	0.7466	-
7月末日	4,024,446,658	-	0.7744	-
8月末日	4,031,574,234	-	0.7914	-
9月末日	3,953,263,490	-	0.7989	-
10月末日	3,955,616,752	-	0.8151	-
11月末日	4,103,172,809	-	0.8686	-
12月末日	4,219,859,174	-	0.9224	-
平成25年 1月末日	4,576,165,562	-	1.0309	-
2月末日	4,449,041,558	-	1.0460	-
3月末日	4,457,123,149	-	1.0998	-
4月末日	4,437,745,313	-	1.1684	-
5月末日	3,944,050,011	-	1.0223	-

## 【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成18年 7月28日 至 平成18年11月15日	0.1145
第2期計算期間	自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日	0.1396
第3期計算期間	自 平成19年 5月16日 至 平成19年11月15日	0.0000
第4期計算期間	自 平成19年11月16日 至 平成20年 5月15日	0.0000
第5期計算期間	自 平成20年 5月16日 至 平成20年11月17日	0.0000
第6期計算期間	自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月15日	0.0000
第7期計算期間	自 平成21年 5月16日 至 平成21年11月16日	0.0000
第8期計算期間	自 平成21年11月17日 至 平成22年 5月17日	0.0000
第9期計算期間	自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	0.0000
第10期計算期間	自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日	0.0000
第11期計算期間	自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日	0.0000
第12期計算期間	自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日	0.0000
第13期計算期間	自 平成24年 5月16日 至 平成24年11月15日	0.0000
第14期計算期間	自 平成24年11月16日 至 平成25年 5月15日	0.2000

## 【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成18年 7月28日 至 平成18年11月15日	13.5
第2期計算期間	自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日	16.7
第3期計算期間	自 平成19年 5月16日 至 平成19年11月15日	5.2
第4期計算期間	自 平成19年11月16日 至 平成20年 5月15日	10.6
第5期計算期間	自 平成20年 5月16日 至 平成20年11月17日	46.7
第6期計算期間	自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月15日	10.3
第7期計算期間	自 平成21年 5月16日 至 平成21年11月16日	24.8
第8期計算期間	自 平成21年11月17日 至 平成22年 5月17日	2.5
第9期計算期間	自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	7.0
第10期計算期間	自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日	8.2
第11期計算期間	自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日	9.9
第12期計算期間	自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日	10.9
第13期計算期間	自 平成24年 5月16日 至 平成24年11月15日	4.4
第14期計算期間	自 平成24年11月16日 至 平成25年 5月15日	53.8

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

$(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額}) \div (\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額}) \times 100$

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。



## (4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成18年 7月28日 至 平成18年11月15日	3,008,545,230	169,358,836	2,839,186,394
第2期計算期間	自 平成18年11月16日 至 平成19年 5月15日	6,016,275,883	1,575,053,985	7,280,408,292
第3期計算期間	自 平成19年 5月16日 至 平成19年11月15日	9,317,466,426	1,387,196,685	15,210,678,033
第4期計算期間	自 平成19年11月16日 至 平成20年 5月15日	140,857,109	1,467,707,131	13,883,828,011
第5期計算期間	自 平成20年 5月16日 至 平成20年11月17日	37,678,546	1,014,481,261	12,907,025,296
第6期計算期間	自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月15日	41,271,395	563,573,801	12,384,722,890
第7期計算期間	自 平成21年 5月16日 至 平成21年11月16日	40,617,089	975,949,175	11,449,390,804
第8期計算期間	自 平成21年11月17日 至 平成22年 5月17日	15,418,840	1,718,971,794	9,745,837,850
第9期計算期間	自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月15日	35,337,017	1,424,419,293	8,356,755,574
第10期計算期間	自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月16日	60,229,160	1,221,806,497	7,195,178,237
第11期計算期間	自 平成23年 5月17日 至 平成23年11月15日	23,551,169	955,244,320	6,263,485,086
第12期計算期間	自 平成23年11月16日 至 平成24年 5月15日	13,023,579	877,128,939	5,399,379,726
第13期計算期間	自 平成24年 5月16日 至 平成24年11月15日	4,103,935	606,150,115	4,797,333,546
第14期計算期間	自 平成24年11月16日 至 平成25年 5月15日	49,310,501	1,128,594,048	3,718,049,999

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

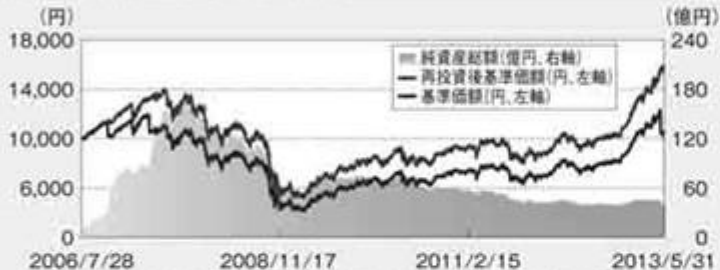
&lt; 参考情報 &gt;

## 運用実績

TIARA

2013年5月31日現在

## 基準価額・純資産の推移



\*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
\*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額 10,223円 純資産総額 39.4億円

## 分配の推移

決算月	分配金
10期(2011年5月)	0円
11期(2011年11月)	0円
12期(2012年5月)	0円
13期(2012年11月)	0円
14期(2013年5月)	2,000円
設定以来計	4,541円

\*分配金は1万口当たり・税引前です。  
\*直近5期分を表示しています。

## 主要な資産の状況

[ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄、組入上位5業種および組入上位5通貨はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。]

## ◆資産構成

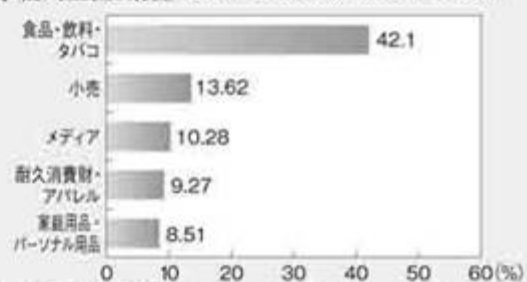
資産	比率
株式	98.58%
現金等	1.42%
合計	100.00%

\*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。  
\*現金等には未払諸費用等を含みます。

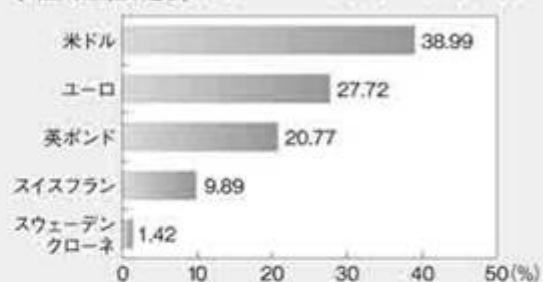
## ◆組入上位10銘柄 (CAグローバル・ブランド・マザーファンド)

銘柄名	業種	比率
1 ネスレ	食品・飲料・タバコ	6.02%
2 ユニリーバ (オランダ)	食品・飲料・タバコ	4.51%
3 ユニリーバ (イギリス)	食品・飲料・タバコ	4.09%
4 ダノン・グループ	食品・飲料・タバコ	3.88%
5 カルフール	食品・生活必需品小売り	3.03%
6 ダイムラー	自動車・自動車部品	2.97%
7 アンハイザー・ブッシュ・インペブ	食品・飲料・タバコ	2.91%
8 ヘプシコ	食品・飲料・タバコ	2.78%
9 プリティッシュ・アメリカン・タバコ	食品・飲料・タバコ	2.77%
10 キンバリー・クラーク	家庭用品・パーソナル用品	2.32%
上位10銘柄合計		35.27%

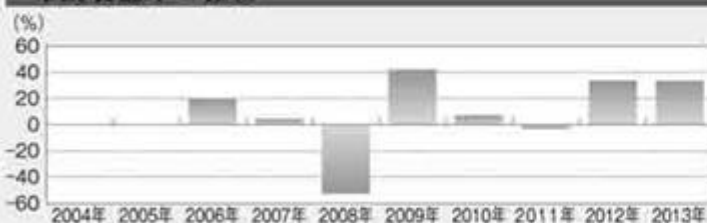
## ◆組入上位5業種 (CAグローバル・ブランド・マザーファンド)



## ◆組入上位5通貨 (CAグローバル・ブランド・マザーファンド)



## 年間収益率の推移



\*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
\*ファンドにはベンチマークはありません。  
\*2006年は設定日(7月28日)から年末までの騰落率、2013年は年初から5月31日までの騰落率を表示しています。

## 期間別騰落率

期間	騰落率
1ヵ月	4.27%
3ヵ月	16.47%
6ヵ月	40.26%
1年	65.59%
3年	87.80%
設定以来	53.51%

\*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 1）お申込みの受付場所

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する後記販売会社の本支店営業所等において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

販売会社	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行
------	---

#### 2）申込手続きと申込価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。ただし、受付日がファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日のいずれかに該当する場合を指します。以下同じ）にあたる場合にはお申込みできません。

申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社により毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。



取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料になります。

\*委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

#### 3）申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

### 1) 途中換金 の受付

途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

### 2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までには受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱いします。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。  
換金の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- (b) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

### 3) 換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

### 4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。



### 5) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中換金の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

### 6) 換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

### 7) 受益権の買取

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

### 8) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

### 9) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない

事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

\*買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

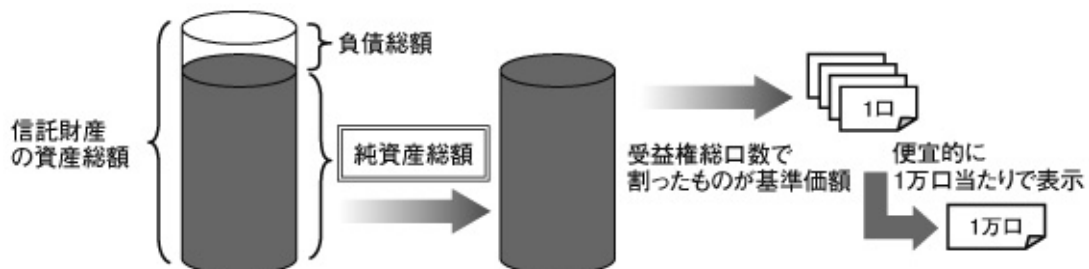
##### 1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価および一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券 (親投資信託)	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。



##### 2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

信託期間は平成18年7月28日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に

該当する場合、信託は終了することがあります。

#### (4)【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎年5月16日から11月15日および11月16日から翌年5月15日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年11月15日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### 1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- ・ やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手順により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 2) 前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

##### < 信託の終了の手続 >



\*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間にお

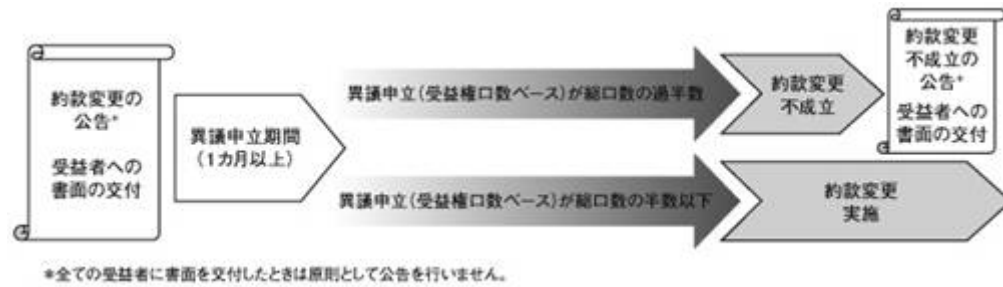
いて、存続します。

- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記(a)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定に従います。

## &lt; 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 &gt;



## 3) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## 4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

## 5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

## 6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。投資顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、信託期間満了日または前記1)の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。



#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

##### 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### 途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。  
\*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込み販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

##### 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

##### 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(平成24年11月16日から平成25年5月15日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

アムンディ・リソなグローバル・ブランド・ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期計算期間末 (平成24年11月15日)	第14期計算期間末 (平成25年 5月15日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	79,619,550	885,628,941
親投資信託受益証券	3,835,749,644	3,831,846,813
未収入金	13,000,000	12,000,000
未収利息	109	727
流動資産合計	3,928,369,303	4,729,476,481
資産合計	3,928,369,303	4,729,476,481
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	-	743,609,999
未払解約金	11,962,849	65,621,286
未払受託者報酬	1,696,255	1,833,399
未払委託者報酬	36,045,351	38,959,674
その他未払費用	400,000	400,000
流動負債合計	50,104,455	850,424,358
負債合計	50,104,455	850,424,358
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,797,333,546	3,718,049,999
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	919,068,698	161,002,124
（分配準備積立金）	241,742,875	19,696,197
元本等合計	3,878,264,848	3,879,052,123
純資産合計	3,878,264,848	3,879,052,123
負債純資産合計	3,928,369,303	4,729,476,481

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期計算期間 自 平成24年 5月16日 至 平成24年11月15日	第14期計算期間 自 平成24年11月16日 至 平成25年 5月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息	10,265	10,904
有価証券売買等損益	209,634,117	1,920,897,169
営業収益合計	209,644,382	1,920,908,073
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,696,255	1,833,399
委託者報酬	36,045,351	38,959,674
その他費用	400,000	400,000
営業費用合計	38,141,606	41,193,073
営業利益又は営業損失（ ）	171,502,776	1,879,715,000
経常利益又は経常損失（ ）	171,502,776	1,879,715,000
当期純利益又は当期純損失（ ）	171,502,776	1,879,715,000
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,719,841	275,041,659
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,218,713,422	919,068,698
剰余金増加額又は欠損金減少額	136,823,475	219,007,480
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	136,823,475	214,874,687
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,132,793
剰余金減少額又は欠損金増加額	961,686	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	961,686	-
分配金	-	743,609,999
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	919,068,698	161,002,124

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
---------------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第13期計算期間末 (平成24年11月15日)	第14期計算期間末 (平成25年 5月15日)
1. 期首元本額	5,399,379,726円	4,797,333,546円
期中追加設定元本額	4,103,935円	49,310,501円
期中一部解約元本額	606,150,115円	1,128,594,048円
2. 計算期間末日における受益権の 総数	4,797,333,546口	3,718,049,999口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は919,068,698円であります。	

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期計算期間 自 平成24年 5月16日 至 平成24年11月15日	第14期計算期間 自 平成24年11月16日 至 平成25年 5月15日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドの投資対象である親投資信託の運用指図に係る権限を委託するために要する費用として、信託約款第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の90以内の率を乗じて得た額を支払っております。	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は265,679,291円（1万口当たり553円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額904,612,123円（1万口当たり2,433円）のうち743,609,999円（1万口当たり2,000円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
A 費用控除後の配当等収益額 31,323,045円	A 費用控除後の配当等収益額 57,365,110円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 520,793,866円
C 収益調整金額 23,936,416円	C 収益調整金額 141,305,927円
D 分配準備積立金額 210,419,830円	D 分配準備積立金額 185,147,220円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 265,679,291円	E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 904,612,123円
F 当ファンドの期末残存受益権口数 4,797,333,546口	F 当ファンドの期末残存受益権口数 3,718,049,999口

G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	553円	G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	2,433円
H 1万口当たり分配金額	0円	H 1万口当たり分配金額	2,000円
I 分配金額 (F × H / 10,000)	0円	I 分配金額 (F × H / 10,000)	743,609,999円

## (金融商品に関する注記)

## .金融商品の状況に関する事項

項目	第13期計算期間		第14期計算期間	
	自 平成24年 5月16日 至 平成24年11月15日		自 平成24年11月16日 至 平成25年 5月15日	
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。		同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。</p> <p>当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。</p> <p>親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。</p> <p>一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。</p> <p>親投資信託受益証券は、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。</p>		同左	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。</p> <p>また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。</p> <p>デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。</p>	同左
-------------------	---	----

## . 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期計算期間末 (平成24年11月15日)	第14期計算期間末 (平成25年 5月15日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--	---



## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	第13期計算期間末 （平成24年11月15日）	第14期計算期間末 （平成25年 5月15日）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	197,698,396	1,374,278,411
合計	197,698,396	1,374,278,411

## （デリバティブ取引等に関する注記）

第13期計算期間末（平成24年11月15日）

該当事項はありません。

第14期計算期間末（平成25年5月15日）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第13期計算期間（自 平成24年5月16日 至 平成24年11月15日）

該当事項はありません。

第14期計算期間（自 平成24年11月16日 至 平成25年5月15日）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

	第13期計算期間末 （平成24年11月15日）	第14期計算期間末 （平成25年 5月15日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8084円 （8,084円）	1.0433円 （10,433円）

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	CAグローバル・ブランド・マザー ファンド	2,139,620,757	3,831,846,813	
			2,139,620,757	3,831,846,813	
	小計	銘柄数 組入時価比率	1 98.8%	100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			3,831,846,813	
合計				3,831,846,813	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（平成24年11月15日）	（平成25年 5月15日）
資産の部		
流動資産		
預金	2,010,785	25,450,101
コール・ローン	42,997,084	5,735,120
株式	3,778,847,055	3,830,750,872
未収入金	46,415,574	
未収配当金	4,320,843	13,342,730
未収利息	58	4
流動資産合計	3,874,591,399	3,875,278,827
資産合計	3,874,591,399	3,875,278,827
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	106,764	
未払解約金	13,000,000	12,000,000
流動負債合計	13,106,764	12,000,000
負債合計	13,106,764	12,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	3,361,928,709	2,157,201,197
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	499,555,926	1,706,077,630
元本等合計	3,861,484,635	3,863,278,827
純資産合計	3,861,484,635	3,863,278,827
負債純資産合計	3,874,591,399	3,875,278,827

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には、入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年11月15日)	(平成25年 5月15日)
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,826,102,048円	3,361,928,709円
同期中における追加設定元本額	円	1,189,802円
同期中における一部解約元本額	464,173,339円	1,205,917,314円
同期末における元本の内訳		
アムンディ・リそなグローバル・ブランド・ファンド	3,339,499,952円	2,139,620,757円
C A リそな グローバル・ブランド・ファンド V A (適格機関投資家専用)	22,428,757円	17,580,440円
合計	3,361,928,709円	2,157,201,197円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	3,361,928,709口	2,157,201,197口

## （金融商品に関する注記）

## .金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成24年 5月16日 至 平成24年11月15日	自 平成24年11月16日 至 平成25年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）I.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

## .金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成24年11月15日）	（平成25年 5月15日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>（2）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。</p> <p>（3）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>（2）有価証券 同左</p> <p>（3）デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「(3)注記表(金融商品に関する注記) . 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成24年11月15日)	(平成25年 5月15日)
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	144,013,772	650,442,088
合計	144,013,772	650,442,088

(注) 当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成24年5月16日から平成24年11月15日及び平成24年11月16日から平成25年5月15日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

(平成24年11月15日)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	22,927,856		23,034,620	106,764
	合計	22,927,856		23,034,620	106,764

(注)時価の算定方法

1. 原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(平成25年5月15日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成24年5月16日 至 平成24年11月15日)

該当事項はありません。

（自 平成24年11月16日 至 平成25年5月15日）  
該当事項はありません。

## （ 1口当たり情報に関する注記）

	（平成24年11月15日）	（平成25年 5月15日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1486円 （11,486円）	1.7909円 （17,909円）

## （ 3 ） 附属明細表

## 第 1 有価証券明細表

## 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
			単価	金額		
米ドル	FORD MOTOR	52,000	14.27	742,040.00		
	COACH	4,900	59.10	289,590.00		
	NEWELL RUBBERMAID	28,000	27.90	781,200.00		
	DARDEN RESTAURANTS	9,000	53.76	483,840.00		
	COMCAST 'A'	15,900	43.33	688,947.00		
	DISCOVERY COMMUNICATIONS INC-C	7,900	70.57	557,503.00		
	TIME WARNER INC	16,290	61.27	998,088.30		
	WALT DISNEY	13,000	67.47	877,110.00		
	GAP	11,000	40.88	449,680.00		
	LOWE'S COMPANIES	12,500	42.78	534,750.00		
	STAPLES	28,954	14.48	419,253.92		
	TIFFANY & CO	6,400	76.68	490,752.00		
	TJX COS.	13,000	51.45	668,850.00		
	URBAN OUTFITTERS INC	8,800	44.11	388,168.00		
	WALGREEN	6,500	49.59	322,335.00		
	MOLSON COORS BREWING CO	6,400	51.09	326,976.00		
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	8,900	31.18	277,502.00		
	PEPSICO	13,300	83.50	1,110,550.00		
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	8,127	94.96	771,739.92		
	REYNOLDS AMERICAN INC	12,900	48.61	627,069.00		
	CHURCH & DWIGHT CO INC	12,500	64.21	802,625.00		
	COLGATE-PALMOLIVE CO	2,600	123.35	320,710.00		
	ESTEE LAUDER COS. 'A'	4,500	71.80	323,100.00		
	KIMBERLY-CLARK	9,000	105.06	945,540.00		
	GOOGLE 'A'	300	887.10	266,130.00		
小計	銘柄数	25		14,464,049.14 (1,477,357,979)		
	組入時価比率	38.2%		38.6%		
ユーロ	DAIMLER AG (REGISTERED)	18,200	45.97	836,654.00		
	PIAGGIO & C SPA	80,000	2.15	172,320.00		
	ADIDAS AG	4,800	83.95	402,960.00		
	HERMES INTL.	500	269.05	134,525.00		
	LVMH	2,000	135.75	271,500.00		
	PPR	2,800	173.35	485,380.00		
	CARREFOUR	39,000	23.33	909,870.00		
	CASINO GUICHARD-P	2,600	82.94	215,644.00		
	ANHEUSER-BUSCH INBEV	12,000	75.82	909,840.00		
	DANONE	20,100	58.95	1,184,895.00		
	HEINEKEN	11,800	56.96	672,128.00		
	REMY COINTREAU SA	2,000	89.66	179,320.00		
	UNILEVER NV-CVA	42,000	32.24	1,354,290.00		
	BEIERSDORF	4,500	70.12	315,540.00		
	小計	銘柄数	14		8,044,866.00 (1,063,048,593)	
		組入時価比率	27.5%		27.8%	

英ポンド	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	19,800	19.66	389,268.00	
	WPP PLC	42,000	11.47	481,740.00	
	MARKS & SPENCER GROUP	48,000	4.20	201,888.00	
	TESCO	151,000	3.76	568,968.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	19,300	37.46	723,074.50	
	DIAGEO	19,100	20.69	395,179.00	
	IMPERIAL TOBACCO GP.	17,500	22.88	400,400.00	
	SABMILLER	12,400	36.45	451,980.00	
	UNILEVER PLC	37,000	28.22	1,044,140.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	8,200	48.00	393,600.00	
小計	銘柄数	10		5,050,237.50	
	組入時価比率	20.3%		(785,917,959)	20.5%
スイスフラン	THE SWATCH GROUP 'B'	1,050	563.50	591,675.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG	130	3,600.00	468,000.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG-REG	10	41,555.00	415,550.00	
	NESTLE 'R'	34,500	67.15	2,316,675.00	
小計	銘柄数	4		3,791,900.00	
	組入時価比率	10.4%		(401,524,291)	10.5%
スウェーデンクローナ	HENNES & MAURITZ 'B'	19,600	234.50	4,596,200.00	
	小計	銘柄数	1	4,596,200.00	
	組入時価比率	1.8%		(70,367,822)	1.8%
香港ドル	L'OCCITANE INTERNATIONAL SA	116,066	21.30	2,472,205.80	
	小計	銘柄数	1	2,472,205.80	
	組入時価比率	0.8%		(32,534,228)	0.8%
合計				3,830,750,872	
				(3,830,750,872)	

## 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## (有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成25年5月末日現在

資産総額	3,967,377,539円
負債総額	23,327,528円
純資産総額（ - ）	3,944,050,011円
発行済口数	3,857,853,517口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0223円
（1万口当たり純資産額）	（10,223円）

## &lt;参考情報&gt;

## 「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」

平成25年5月末日現在

資産総額	3,962,604,553円
負債総額	27,303,552円
純資産総額（ - ）	3,935,301,001円
発行済口数	2,239,915,849口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7569円
（1万口当たり純資産額）	（17,569円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者名簿

作成いたしません。

### (3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

### (4) 受益権の譲渡制限の内容

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### (8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の概況

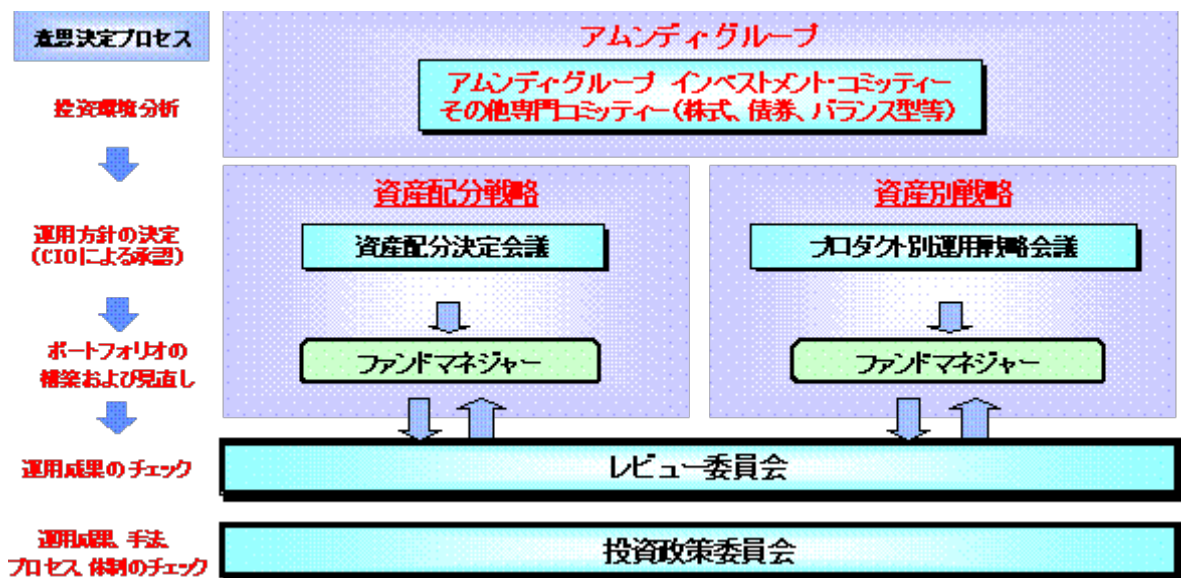
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部及び投資助言・代理業務を行っています。

### 営業の概況

平成25年5月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	42	102,289
追加型株式投資信託	146	1,432,684
追加型公社債投資信託	1	18,408
合計	189	1,553,381

### 3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)		第32期 (平成25年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
流動資産				
現金・預金		2,650,700		2,153,697
有価証券		1,302,738		1,175,027
前払費用		276,348		179,108
未収還付法人税等		6,975		6,458
未収入金		7,883		6,527
未収委託者報酬	*1	1,049,520	*1	1,127,856
未収運用受託報酬	*1	598,799	*1	718,958
未収投資助言報酬	*1	39,549	*1	15,982
未収収益	*1	113,024	*1	143,682
繰延税金資産		172,456		98,508
立替金	*1	39,301	*1	20,820
その他		39,258		125
流動資産合計		6,296,549		5,646,747
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	137,459	*2	119,322
器具備品(純額)	*2	131,839	*2	108,135
有形固定資産合計		269,298		227,457
無形固定資産				
ソフトウェア		12,446		11,850
電話加入権		934		934
無形固定資産合計		13,380		12,784
投資その他の資産				
投資有価証券		1,919,090		2,278,289
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		6,000		5,000
長期差入保証金		191,981		180,700
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		6,000		5,000
投資その他の資産合計		2,197,298		2,545,216
固定資産合計		2,479,976		2,785,457
資産合計		8,776,525		8,432,205

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)	第32期 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
リース債務	1,186	819
預り金	277,120	319,438
未払金	644,571	700,436
未払償還金	8,124	4,966
未払手数料	483,904	573,177
その他未払金	*1 152,543	*1 122,293
未払費用	242,443	188,325
未払法人税等	13,069	14,323
未払消費税等	11,112	31,723
前受収益	615,072	217,643
賞与引当金	91,301	97,354
役員賞与引当金	15,388	15,992
資産除去債務	12,210	-
流動負債合計	1,923,473	1,586,053
<b>固定負債</b>		
リース債務	816	-
繰延税金負債	10,581	16,243
退職給付引当金	61,157	58,759
賞与引当金	9,536	5,667
役員賞与引当金	8,673	9,721
資産除去債務	50,003	50,917
固定負債合計	140,765	141,307
負債合計	2,064,237	1,727,359
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	2,991,801	2,963,877
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	1,391,801	1,363,877
利益剰余金合計	3,101,893	3,073,969
株主資本合計	6,720,728	6,692,804
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	8,441	12,041
評価・換算差額等合計	8,441	12,041
純資産合計	6,712,288	6,704,845
負債純資産合計	8,776,525	8,432,205

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期		第32期	
	(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		6,808,292		6,769,804
運用受託報酬		1,786,519		1,917,494
投資助言報酬		32,750		39,575
その他営業収益		532,630		468,026
営業収益合計		9,160,192		9,194,899
営業費用				
支払手数料		3,281,468		3,547,890
広告宣伝費		15,452		67,487
調査費		1,340,502		1,158,768
調査費		608,715		568,720
委託調査費		731,787		590,048
委託計算費		22,888		19,254
営業雑経費		257,680		229,276
通信費		64,101		49,209
印刷費		176,184		163,516
協会費		17,395		16,552
営業費用合計		4,917,990		5,022,676
一般管理費				
給料		2,819,805		2,585,017
役員報酬		219,810		118,614
給料・手当		2,284,355		2,149,555
賞与		249,749		276,105
役員賞与		65,891		40,743
交際費		13,982		11,803
旅費交通費		83,998		46,930
租税公課		34,892		39,746
不動産賃借料		198,292		173,282
賞与引当金繰入		83,681		93,485
役員賞与引当金繰入		10,069		17,640
退職給付費用		249,207		222,723
固定資産減価償却費		51,786		45,404
福利厚生費		431,451		421,902
諸経費		186,838		184,638
一般管理費合計		4,164,002		3,842,570
営業利益		78,200		329,653
営業外収益				
有価証券利息		31,032		-
受取利息		25		14
為替差益		-		21,424
有価証券売却益		7,629		-
雑収入		8,642		12,664
営業外収益合計		47,327		34,102
営業外費用				
為替差損		22,423		-
有価証券利息		-		14,065
雑損失		48		231
営業外費用合計		22,471		14,296



経常利益		103,056		349,460
特別利益				
清算配当金	*1*2	73,294	*1*2	-
特別利益合計		73,294		-
特別損失				
減損損失	*3	8,822	*3	-
固定資産除却損	*4	5,437	*4	6,432
特別損失合計		14,259		6,432
税引前当期純利益		162,092		343,028
法人税、住民税及び事業税		3,800		3,800
法人税等調整額		6,799		67,152
法人税等合計		10,599		70,952
当期純利益		151,493		272,076

## (3)【株主資本等変動計算書】

( 単位：千円 )

	第31期		第32期	
	( 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日 )		( 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日 )	
株主資本				
資本金				
当期首残高		1,200,000		1,200,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		1,076,268		1,076,268
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金				
当期首残高		1,342,567		1,342,567
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		1,342,567		1,342,567
資本剰余金合計				
当期首残高		2,418,835		2,418,835
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		2,418,835		2,418,835
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		110,093		110,093
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		110,093		110,093
その他利益剰余金				
別途積立金				
当期首残高		1,600,000		1,600,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金				
当期首残高		1,595,308		1,391,801
当期変動額				
剰余金の配当		355,000		300,000
当期純利益		151,493		272,076
当期変動額合計		203,507		27,924
当期末残高		1,391,801		1,363,877

（ 単位：千円 ）

	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第32期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
利益剰余金合計		
当期首残高	3,305,400	3,101,893
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	203,507	27,924
当期末残高	3,101,893	3,073,969
株主資本合計		
当期首残高	6,924,235	6,720,728
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	203,507	27,924
当期末残高	6,720,728	6,692,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	369	8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	8,071	20,481
当期末残高	8,441	12,041
評価・換算差額合計		
当期首残高	369	8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	8,071	20,481
当期末残高	8,441	12,041
純資産合計		
当期首残高	6,923,866	6,712,288
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	211,578	7,443
当期末残高	6,712,288	6,704,845

## 重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p>

	<p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。  なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第31期 (平成24年3月31日現在)	第32期 (平成25年3月31日現在)																																				
<p>*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td>43,036</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td>23,404</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td>19,632</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td>88,400</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td>240</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td>55,401</td> <td>千円</td> </tr> </table>	未収委託者報酬	43,036	千円	未収運用受託報酬	23,404	千円	未収投資助言報酬	19,632	千円	未収収益	88,400	千円	立替金	240	千円	その他未払金	55,401	千円	<p>*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td>7</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td>61,411</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td>-</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td>29,393</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td>-</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td>46,863</td> <td>千円</td> </tr> </table>	未収委託者報酬	7	千円	未収運用受託報酬	61,411	千円	未収投資助言報酬	-	千円	未収収益	29,393	千円	立替金	-	千円	その他未払金	46,863	千円
未収委託者報酬	43,036	千円																																			
未収運用受託報酬	23,404	千円																																			
未収投資助言報酬	19,632	千円																																			
未収収益	88,400	千円																																			
立替金	240	千円																																			
その他未払金	55,401	千円																																			
未収委託者報酬	7	千円																																			
未収運用受託報酬	61,411	千円																																			
未収投資助言報酬	-	千円																																			
未収収益	29,393	千円																																			
立替金	-	千円																																			
その他未払金	46,863	千円																																			
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。																																				

建物	53,646 千円	建物	61,093 千円
器具備品	129,811 千円	器具備品	140,127 千円

## (損益計算書関係)

第31期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第32期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)												
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金 73,294千円	—												
*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。	—												
*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。	—												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日比谷ダイビル18F</td> <td>処分予定資産</td> <td>建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。</p> <p>当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。</p> <p>日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(減損損失の金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>8,822千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,822千円</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建物	(減損損失の金額)		建物	8,822千円	合計	8,822千円	
場所	用途	種類											
日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建物											
(減損損失の金額)													
建物	8,822千円												
合計	8,822千円												
*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移転等に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスの18階借室部分の返還に伴い不要となった固定資産の除却であります。												

（株主資本等変動計算書関係）

第31期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)	
普通株式	2,400	-	-	2,400	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日
配当原資については、利益剰余金としております。					
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日
配当原資については、利益剰余金としております。					

第32期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)	
普通株式	2,400	-	-	2,400	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日
配当原資については、利益剰余金としております。					

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通 株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

[次へ](#)



## （リース取引関係）

ファイナンス・リース取引  
所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

有形固定資産  
器具備品

## (2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適切に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

第31期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-

(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

第32期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,153,697	2,153,697	-
(2) 未収委託者報酬	1,127,856	1,127,856	-
(3) 未収運用受託報酬	718,958	718,958	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	744,922	753,515	8,593
その他の有価証券	2,708,394	2,708,394	-
資産計	7,453,827	7,462,420	8,593
(1) 未払手数料	573,177	573,177	-
負債計	573,177	573,177	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

（単位：千円）

区 分	第31期(平成24年3月31日)	第32期(平成25年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-

合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-
----	-----------	-----------	---------	---

第32期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,153,697	-	-	-
未収委託者報酬	1,127,856	-	-	-
未収運用受託報酬	718,958	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	700,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	370,000	1,450,000	-	-
合計	4,370,511	1,450,000	700,000	-

(有価証券関係)

第31期 (自平成23年4月1日至平成24年3月31日)				
1. 子会社株式 子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
2. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他(注)	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	14,952
	(3)その他(注)	1,008,068	1,007,206	862
	小計	2,845,887	2,830,073	15,814
合計		3,236,059	3,221,828	14,231
(注) 投資信託受益証券であります				
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
投資信託	108,037	7,652	23	

第32期 (自平成24年4月1日至平成25年3月31日)	

## 1. 満期保有目的の債券

区分	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	744,922	753,515	8,593
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	744,922	753,515	8,593

## 2. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. その他有価証券

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,875,271	1,891,513	16,242
	(3)その他(注)	7,900	10,562	2,662
	小計	1,883,171	1,902,075	18,904
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他(注)	806,518	806,323	196
	小計	806,518	806,323	196
合計		2,689,686	2,708,394	18,708

(注) 投資信託受益証券であります

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
投資信託	200,000	-	-

## (デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第31期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	61,157

## 3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

## 4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

## 第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	354,831
(2) 年金資産(千円)	295,087
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	59,744
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	985
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	58,759
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	58,759

## 3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	222,723
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	46,260
(2) 勤務費用(千円)	168,695
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	7,275

## 4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

## （税効果会計関係）

第31期 (平成24年3月31日現在)	第32期 (平成25年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益否認額 233,446	前受収益否認額 80,176
繰越欠損金 974,852	繰越欠損金 966,686
未払費用否認額 42,625	未払費用否認額 32,126
賞与引当金等損金算入限度超過額 26,968	賞与引当金等損金算入限度超過額 37,004
退職給付引当金損金算入限度超過額 21,796	退職給付引当金損金算入限度超過額 44,832
減価償却資産 18,095	減価償却資産 7,449
資産除去債務 22,173	資産除去債務 16,852
その他 17,433	その他 9,753
繰延税金資産小計 1,357,388	繰延税金資産小計 1,194,878
評価性引当金 1,176,212	評価性引当金 1,092,719
繰延税金負債との相殺 8,720	繰延税金負債との相殺 3,651
繰延税金資産合計 172,456	繰延税金資産合計 98,508
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去負債会計基準適用に伴う	資産除去負債 13,226
有形固定資産計上額 19,301	その他有価証券評価差額金 6,668
繰延税金負債小計 19,301	繰延税金負債小計 19,894
繰延税金資産との相殺 8,720	繰延税金資産との相殺 3,651
繰延税金負債合計 10,581	繰延税金負債合計 16,243
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。	同左
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間（建物の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（2.0%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第32期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
期首残高	58,469千円	62,213千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,632千円	-千円
時の経過による調整額	1,224千円	1,133千円
資産除去債務の履行による減少額	1,112千円	12,429千円
期末残高	62,213千円	50,917千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第31期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び第32期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

## 1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。



## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルリアルコース)	949,852	投資運用業及び投資助言・代理 業並びにこれらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	アムンディ・エス・アール	フランスパリ市	584,711 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資助言報酬	19,632
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の支払 *2	177,464	未払金	55,401

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## (2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社	シンガポールシンガポール市	-	投資顧問業	(所有)直接 85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

## (3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランスパリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	運用再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言報酬	18,137

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

\*2 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・エス・アー	フランスパリ市	584,711 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	98,859	未収運用受託報酬	61,411
								委託者報酬 *1	7,816	未収委託者報酬	7
								投資助言報酬 *1	14,132	未収投資助言報酬	-
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益） *1	196,929	未収収益	29,393
								委託調査費等の支払 *2	181,969	未払金	46,863

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 各報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。

\*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランスパリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	180,803	前払費用	92,906
										未払金	4,801

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)  
 アムンディ エス・アー(非上場)  
 アムンディ・グループ エス・アー(非上場)  
 クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

## (一株当たり情報)

第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,796.79円	1株当たり純資産額	2,793.69円
1株当たり当期純利益金額	63.12円	1株当たり当期純利益金額	113.36円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当期純利益	151,493千円
普通株式に係る当期純利益	151,493千円
期中平均株式数	2,400千株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当期純利益	272,076千円
普通株式に係る当期純利益	272,076千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 株式会社 りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

- ・名称 株式会社 りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

- ・名称 株式会社 埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社 近畿大阪銀行
- ・資本金の額 38,971百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

#### (3) 投資顧問会社

- ・名称 アムンディ
- ・資本金の額 596,262,615ユーロ（平成25年6月末日現在）
- ・事業の内容 フランス籍の会社であり、内外の有価証券にかかる投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額： 51,000百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的： 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

販売会社として募集の取扱および販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託され、信託財産の運用を行います。

### 3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

アムンディは、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を通して、実質的に委託会社の株式を100%保有しています。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等及び投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。  
その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

アムンディ・ジャパン株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・リソナグローバル・ブランド・ファンドの平成24年11月16日から平成25年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・リソナグローバル・ブランド・ファンドの平成25年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。